

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則

○行政組織規則及び事務委任規則の一部を改正する規則
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

(人事課)

一

(循環型社会推進課)

一

告 示

○認証食品の認証
○飼料試験結果の公表
○建設業許可の取消し

(食産業振興課)

一七

(畜産課)

一七

(事業管理課)

一九

(都市計画課)

一九

公 告

○都市計画変更の図書の写しの縦覧

(財政課)

二〇

選挙管理委員会

○宮城海区漁業調整委員会委員の解職請求に要する選挙権を有する者の総数の三分の一の数について

二〇

収用委員会

○鳴瀬川中流部改修工事鎌巻事件裁決手続開始決定
○鳴瀬川中流部改修工事鎌巻事件審理の開始

二〇

二〇

○国道四十五号岩月事件裁決手続開始決定

二〇

○国道四十五号岩月事件審理の開始

二二

規 則

行政組織規則及び事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年十二月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第八十号

行政組織規則及び事務委任規則の一部を改正する規則

(行政組織規則の一部改正)

第一条 行政組織規則(昭和三十五年宮城県規則第七十六号)の一部を次のように改正する。

第四十九条第二項第二号中「受けた者」を「受けた者等」に改める。

(事務委任規則の一部改正)

第二条 事務委任規則(昭和三十五年宮城県規則第七十七号)の一部を次のように改正する。

第八条の二第二号中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改め、同号イ中「第三条第三項第三号」の下に

「(第二十八条の二において準用する場合を含む。)」を加え、同条第四項を「第三条第四項(第二十八条の二において準用する場合を含む。)」に改め、同号ロ中「第五条」の下に「(第二十八条の二において準用する場合を含む。)」を加える。

この規則は、平成二十六年一月三日から施行する。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年十二月二十七日

附 則

この規則は、平成二十六年一月三日から施行する。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年十二月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県規則第八十一号

○宮城県規則第八十一号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(昭和五十三年宮城県規則第七号)の一部を次のように改正する。

第六条の二第二項中「事業者」の下に「(産業廃棄物処分業者及び特別管理産業廃棄物処分業者を除く。)」を加え、同条第二項を削り、同条第三項中「様式第二十七号」を「様式第二十六号」に改め、

同項を同条第二項とし、同条第四項中「様式第二十八号」を「様式第二十七号」に改め、同項を同条

第三項とし、同条の次に次の一条を加える。

(電子情報処理組織による報告書等の提出に対する措置)

第六条の三 知事は、前条各項並びに法第十二条第九項及び第十項、法第十二条の二十第十項及び第十

一項並びに法第十二条の三第七項の規定による報告書等の提出が電子情報処理組織(行政手続等に

株式会社三田建設㈱「令」や「政令」及び「すべて」や「全て」及び

「 7 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同年以上の支配力を有するものと認められる者を含む。

「 7 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同年以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
8 知事が定める部数を提出すること。

号

株式会社三田建設㈱「(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)」や「(法人にあつては、名称及び代表者氏名)」

株式会社三田建設㈱「(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)」

株式会社三田建設㈱「(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)」

住所氏名印
株式会社三田建設㈱
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

住所氏名印
株式会社三田建設㈱
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

住所氏名印
株式会社三田建設㈱
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

住所氏名印
株式会社三田建設㈱
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

(名称及び代表者の氏名
電話番号)

住所氏名印
株式会社三田建設㈱
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

住所氏名印
株式会社三田建設㈱
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

住所氏名印
株式会社三田建設㈱
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

住所氏名印
株式会社三田建設㈱
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

住所氏名印
株式会社三田建設㈱
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

住所氏名印
株式会社三田建設㈱
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

同株式会社三田建設㈱

様式第9号 (第2条関係)

(表面)

一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書

宮城県知事

殿

年 月 日

届出者

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

一般廃棄物処理施設を軽微変更等したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第3項（同法第9条の3第11項において準用する場合を含む。）の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

一般廃棄物処理施設の名称			
一般廃棄物処理施設の設置の場所			
一般廃棄物処理施設の種類			
許可の年月日及び許可番号		年 月 日	第 号
変更の内容	△軽微な変更		
	氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名の変更		
	△省令第5条の4（第5条の9において準用する場合を含む。）に掲げる事項の変更		
	省令第5条の4第6号に掲げる事項		
	(変更内容が法人に係るものである場合) ※法定代理人、株主及び出資をしている者の変更		
	(ふりがな) 名	住	所
	(変更内容が個人に係るものである場合) ※法定代理人、役員（法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む。）、株主、出資をしている者及び使用人の変更		
	(ふりがな) 氏名	生年月日	本 籍
		役職名・呼称	住 所
廃止若しくは休止又は再開の理由		(廃止・休止・再開の別)	
廃止若しくは休止又は再開の年月日		年 月 日	

(裏面)

※事 務 処 理 欄

備考

- 1 ※欄は記入しないこと。
- 2 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 3 「省令第5条の4第6号に掲げる事項」の欄については、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 4 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。

「住所氏名
様式第十号及び様式第十一号中
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)
電話番号」印 や

「住所氏名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号」印 や

「住所氏名
様式第十一号S11中
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)
電話番号」印 や

「住所氏名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号」印 や
印「すべて」や「全て」印「廃棄物の処理
及び清掃に関する法律施行規則」や「省令」印 や

「住所氏名
様式第十一号S11中
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)
電話番号」印 や

「住所氏名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号」印 や
印「すべて」や「全て」印 や

「住所氏名
様式第十一号S11中
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)
電話番号」印 や

「住所氏名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号」印 や
印「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施
行規則」や「省令」印 や

様式第十一号中「代表者の氏名」印 や「代表者の氏名

」印 や

「住所氏名
様式第十一号S11中
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)
電話番号」印 や

「住所氏名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号」印 や
印「すべて」や「全て」印「廃棄物の処理
及び清掃に関する法律施行規則」や「省令」印 や

(裏面)

相続人			
氏(ふりがな)名	生年月日	本 籍 所	
法定代理人(申請者が法第7条第5項第4号ナに規定する未成年者である場合)			
(個人である場合)			
氏(ふりがな)名	生年月日	本 籍 所	
(法人である場合)			
名(ふりがな)称		住 所	
役員(法定代理人が法人である場合)			
氏(ふりがな)名	生年月日	本 籍 所	
政令第4条の7に規定する使用人(相続人に当該使用人がある場合)			
氏(ふりがな)名	生年月日	本 籍 所	
備考			
1 「欄は記入しないこと。政令第4条の7に規定する使用人の欄までの各欄には、該当する「相続人」の欄から記載することとし、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。			
2 全この者を記載することとし、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。			
3 この届出書は、相続の日から30日以内に提出すること。			
※事務処理欄			

「住所名 〃〃〃〃〃〃〃〃 印
氏名 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名) 〃〃〃〃〃〃〃〃 〃〃〃〃〃〃〃〃

「住所名 〃〃〃〃〃〃〃〃 印
氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 〃〃〃〃〃〃〃〃 〃〃〃〃〃〃〃〃 〃〃〃〃〃〃〃〃

「住所名 〃〃〃〃〃〃〃〃 印
氏名 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名) 〃〃〃〃〃〃〃〃 〃〃〃〃〃〃〃〃

「住所名 〃〃〃〃〃〃〃〃 印
氏名 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名) 〃〃〃〃〃〃〃〃 〃〃〃〃〃〃〃〃

「住所名 〃〃〃〃〃〃〃〃 印
氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 〃〃〃〃〃〃〃〃 〃〃〃〃〃〃〃〃

「住所名 〃〃〃〃〃〃〃〃 印
氏名 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名) 〃〃〃〃〃〃〃〃 〃〃〃〃〃〃〃〃

「住所名 〃〃〃〃〃〃〃〃 印
氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 〃〃〃〃〃〃〃〃 〃〃〃〃〃〃〃〃

「住所名 〃〃〃〃〃〃〃〃 印
氏名 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名) 〃〃〃〃〃〃〃〃 〃〃〃〃〃〃〃〃

「住所名 〃〃〃〃〃〃〃〃 印
氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 〃〃〃〃〃〃〃〃 〃〃〃〃〃〃〃〃

様式第十九号中「氏名」を

「氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)」と改める。

様式第二十号から様式第二十二号までの規定中

「住所名 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名) 印

電話番号」を

「住所名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) と改める。

電話番号」

様式第二十五号から様式第二十七号までを次のように改める。

様式第25号 (第6条の2関係)

(表面)

産業廃棄物処理実績報告書 (年度)

年 月 日

宮城県知事

殿

報告者

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

年度の産業廃棄物の処理の実績について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第6条の2第1項の規定により、別紙のとおり報告します。

様式第26号 (第6条の2関係)

(表面)

産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の運搬実績報告書 (年度)
—— 収集運搬業 ——

宮城県知事 殿

年 月 日

報告者

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

年度の産業廃棄物の処理の実績について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第6条の2第2項の規定により、次のとおり報告します。

産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の種類	委 託 者 (排出事業者又は処理業者)				受 託 量 (単位 又はm ³)	許 可 番 号	氏 名 又 は 名 称	運 搬 先 (処理業者)		運 搬 量 (単位 又はm ³)
	許 可 番 号	氏 名 又 は 名 称	住 所	所				住 所	所	
				t・m ³				あり	なし	t・m ³
				t・m ³						t・m ³
				t・m ³						t・m ³
				t・m ³						t・m ³
				t・m ³						t・m ³

(裏面)

産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の種類	委 託 者 (排出事業者又は処理業者)				運 搬 先 (処理業者)			
	許可番号	氏名又は名称	住 所	受託量 (単位 又はm ³)	許可番号	氏名又は名称	住 所	運搬量 (単位 又はm ³)
				t・m ³				t・m ³
				t・m ³				t・m ³
				t・m ³				t・m ³
				t・m ³				t・m ³
				t・m ³				t・m ³
				t・m ³				t・m ³
				t・m ³				t・m ³
				t・m ³				t・m ³
				t・m ³				t・m ³

備考 委託者とは、報告者に運搬を委託した者をいい、排出事業者から委託を受ける場合と処理業者から再委託を受ける場合があること。なお、再委託である場合には再委託者の許可番号を記載すること。また、住所は、当該産業廃棄物の引渡しを受けた場所の住所を記載すること。

様式第27号 (第6条の2関係)

(表面)

産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の処分実績報告書 (年度)
—— 中間処分業・最終処分業 ——

年 月 日

宮城県知事 殿

報告者

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

年度の産業廃棄物の処理の実績について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第6条の2第3項の規定により、次のとおり報告します。

許可番号	委託者 (排出事業者又は処分業者)				処 分			受 託 者 (又は購入者)						
	許可番号	氏名又は名称	住 所	受 託 量 (単位 t 又は m ³)	処分 方法	処 分 量 (単位 t 又は m ³)	処分 後量 (単位 t 又は m ³)	処分 場所	許可 番号	氏名 又は 名称	住 所	委託内容 (又は利 用法)	委託量 (又は 売却量) (単位 t 又は m ³)	再生利用・ 再委託の別
				t・m ³		t・m ³	t・m ³						t・m ³	
				t・m ³		t・m ³	t・m ³						t・m ³	
				t・m ³		t・m ³	t・m ³						t・m ³	
				t・m ³		t・m ³	t・m ³						t・m ³	
				t・m ³		t・m ³	t・m ³						t・m ³	
				t・m ³		t・m ³	t・m ³						t・m ³	
				t・m ³		t・m ³	t・m ³						t・m ³	
				t・m ³		t・m ³	t・m ³						t・m ³	

許可の年月日 年 月 日 実績 あり ・ なし

(裏面)

産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の種類	委託者(排出事業者又は処分業者)			処分			受託者(又は購入者)								
	許可番号	氏名又は名称	住所	受託量(単位t又はm)	自社処理・委託の別	処分の方法	処分量(単位t又はm)	処分後量(単位t又はm)	処分場所	許可番号	氏名又は名称	住所	委託内容(又は利用方法)	委託量(又は単位数)(単位t又はm)	再生利用・委託の別
				t・m ³			t・m ³	t・m ³						t・m ³	
				t・m ³			t・m ³	t・m ³						t・m ³	
				t・m ³			t・m ³	t・m ³						t・m ³	
				t・m ³			t・m ³	t・m ³						t・m ³	
				t・m ³			t・m ³	t・m ³						t・m ³	
				t・m ³			t・m ³	t・m ³						t・m ³	
				t・m ³			t・m ³	t・m ³						t・m ³	
				t・m ³			t・m ³	t・m ³						t・m ³	
				t・m ³			t・m ³	t・m ³						t・m ³	

備考
 1 委託者とは、報告者に処分を委託した者をいい、排出事業者から委託を受ける場合と処分業者から再委託を受ける場合があること。自社処理を行った場合は、自社処理と記載すること。
 2 受託者とは、報告者が処分を委託した者をいい、処分により生じた産業廃棄物の処分を委託した場合にあつては委託と、処分の再委託の場合は再委託と記載すること。
 3 処分後に再生利用(有価売却)する場合は、受託者欄に購入者を記載し、利用方法と売却量を記載すること。

様式第二十八号を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十六年一月一日から施行する。
(経過措置)

2 改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、それぞれ改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の規定によるものとみなす。

告 示

○宮城県告示第六十七号

宮城県認証食品認証要綱(平成十七年宮城県告示第九百号)第六条第一項の規定により、認証食品を次のとおり認証した。

平成二十五年十二月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

安全性に関する検査

平成25年9月収去

一 認証食品

認証 番号	品 目	申請者の氏名	製造業者の名称	製造所等の所在地
百八十 六	みやぎの 純米酒	J R 東日本東北総合 サービス株式会社 代表取締役社長 西 條清和	仙台伊澤家勝山酒造 株式会社	仙台市泉区福岡字二又二十五 番地一号

二 認証年月日

平成二十五年十二月二十日

○宮城県告示千六十八号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第五十六条第七項の規定により、平成二十五年九月から平成二十五年十月に収去した飼料の試験結果の概要を次のとおり公表する。

平成二十五年十二月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

製造事業場等の 名称及び所在地	収去場 所	飼料又は飼料添加物 の区分	飼料又は飼料添加物の名称	製 造 (輸入) 年 月	試 験 項 目	違反の有無及び違反の内容
日本配合飼料株式会 社宮城特品工場 栗原市	同左	混合飼料	スーパーバイオオリックス	H25.9	重 金 属-鉛、水銀、カドミウム	無
	同左	牛用混合飼料	ニューバイオオリックス牛用	H25.8	重 金 属-鉛、水銀、カドミウム	無
株式会社福田商会 仙台市	同左	加熱圧ぺんとうもち こし	加熱圧ぺんとうもちこし	H25.9	重 金 属-鉛、水銀、カドミウム	無
	同左	飼料用外国産大麦加 熱皮つき圧ぺん	飼料用外国産大麦加熱皮つ き圧ぺん	H25.9	重 金 属-鉛、水銀、カドミウム	

栄養成分に関する検査

平成25年9月収去

平成二十五年十二月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 都市計画の種類及び名称
種類 石巻広域都市計画用途地域
- 二 縦覧場所
宮城県庁（土木部都市計画課）

公 告

○財政状況の公表に関する条例（昭和三十九年宮城県条例第二十三号）第二条第一項の規定により、県の財政状況を別冊のとおり公表する。

平成二十五年十二月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

選挙管理委員会

○宮選管告示第百五十二号

平成二十五年十二月五日現在における漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十九条第一項の規定による宮城海区漁業調整委員会の委員の解職の請求に要する選挙権を有する者の総数の三分の一の数は次のとおりである。

平成二十五年十二月二十七日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

三分の一の数 九九五

収用委員会

○宮城県収用委員会告示第四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。

平成二十五年十二月二十七日

宮城県収用委員会

- 一 起業者の名称 国土交通大臣
- 二 事業の種類 一級河川鳴瀬川水系鳴瀬川中流部改修工事及びこれに伴う県道付替工事

三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等

土地の所在 宮城県大崎市鹿島台木間塚字鎌卷

地番	登記簿	地目	公簿	実測	積
	現況				
四〇五番一	宅地	宅地	四三七・五八平方メートル	四三七・五九平方メートル	二一五・九三平方メートル
					収用しようとする面積

四 土地所有者

伊藤 功

宮城県大崎市鹿島台木間塚字鎌卷五一一番地の三

五 土地に関して所有権以外の権利を有する関係人の氏名及び住所並びにその権利の種類なし

六 裁決手続の開始を決定した年月日 平成二十五年十二月十六日

○宮城県収用委員会告示第五号

国土交通大臣起業の一級河川鳴瀬川水系鳴瀬川中流部改修工事及びこれに伴う県道付替工事に係る土地収用事件（鳴瀬川中流部改修工事鎌卷事件）について、土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり審理を開始する。

平成二十五年十二月二十七日

宮城県収用委員会

- 一 日時 平成二十六年二月二十四日（月）午後二時三十分から
- 二 場所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県行政庁舎 九階 第一会議室
- 三 審理事項 右事件に関する起業者及び土地所有者に対する審問等

○宮城県収用委員会告示第六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。

平成二十五年十二月二十七日

宮城県収用委員会

- 一 起業者の名称 国土交通大臣
- 二 事業の種類 一般国道四十五号改築工事及びこれに伴う市道付替工事
- 三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等

土地の所在 宮城県気仙沼市岩月長平

五十四番	地番	地目	地積	取用しようとする面積
墓地	登記簿	現況	公簿	実測
墓地			一六四平方メートル	一六四・〇四平方メートル
				八三・五七平方メートル

四 不明

ただし

登記名義人藤田忠作 または その相続人

ただし

登記名義人藤田忠作と宮城県本吉郡階上村三〇九番地の亡藤田忠作が同一人物の場合には、亡藤田忠作法定相続人

持分 八六四分の一〇八

藤田 陽子

宮城県気仙沼市館山一丁目五番二五号

持分 八六四分の二七

藤田 秀一郎

宮城県気仙沼市館山一丁目五番二五号

持分 八六四分の二七

藤田 政博

神奈川県川崎市川崎区本町二丁目一三番地二一

グランデージ川崎多摩川リバーウイングス一〇〇五

持分 八六四分の二七

藤田 康晴

宮城県名取市名取が丘一丁目一六番三一一〇五号 県営名取飯野坂住宅

持分 八六四分の二七

藤田 信宏

埼玉県和光市白子三丁目三三番地五〇号 ヴェネフィット和光二〇六

持分 八六四分の七二

藤田 征子

宮城県気仙沼市南町四丁目二番一二号

持分 八六四分の七二

藤田 栄一郎

千葉県船橋市習志野台二丁目四九番九一三〇三号

持分 八六四分の七二

藤田 渉

栃木県宇都宮市桜三丁目二番四一号

サンクレイドル宇都宮桜ウインフォート二〇〇四

持分 八六四分の七二

小野寺美紀子

宮城県気仙沼市赤岩大石倉六四番地一六

持分 八六四分の三一

佐藤 秀憲

宮城県黒川郡富谷町東向陽台一丁目一五番二六号

持分 八六四分の三一

藤田 智久

埼玉県川口市元郷二丁目一五番二一二二二二号 エルザタワー三三二

持分 八六四分の三一

藤田 雄三

埼玉県さいたま市南区鹿手袋四丁目二番三号

持分 八六四分の一六

木下 容子

岩手県大船渡市盛町字館下六番地二八 メゾン館下一号

持分 八六四分の三一

小野寺菜美

宮城県気仙沼市赤岩大石倉六四番地一六

持分 八六四分の一〇八

菊田 信子

宮城県気仙沼市浦の浜六七番地二

持分 八六四分の五四

菊田 宏一

宮城県登米市迫町佐沼字江合二丁目三番地九
持分 八六四分の五四

吉田久美子

宮城県多賀城市新田字北一五五番地の二

または

藤田 裕喜

宮城県気仙沼市岩月長平八〇番地三

五 土地に関して所有権以外の権利を有する関係人の氏名及び住所並びにその権利の種類
なし

六 裁決手続の開始を決定した年月日 平成二十五年十二月九日

○宮城県収用委員会告示第七号

国土交通大臣起業の一般国道四十五号改築工事及びこれに伴う市道付替工事に係る土地収用事件
(国道四十五号岩月事件) について、土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第四十六条第一
項の規定により、次のとおり審理を開始する。

平成二十五年十二月二十七日

宮 城 県 収 用 委 員 会

一 日時 平成二十六年二月十日(月)午後二時から

二 場所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県行政庁舎 九階 第一会議室

三 審理事項 右事件に関する起業者及び土地所有者に対する審問等